

令和5年1月13日  
建設局 公園管理課

## 都市公園内に設置する自動販売機設置事業者公募について

### ■ 質問書に対する回答

質問は以下の1件でした。

#### 【質問】

参考として現在設置してある自販機の過去1年間の売上を開示していただけないでしょうか？

#### 【回答】

以下の理由により開示できません。

- ・従前設置されていた自販機について、市（公園管理課）が直接設置した自販機ではなく、各団体に設置を許可したものであるため。
- ・設置許可にあたり、各団体及び自販機業者に対し、売上開示を使用条件として課してないため。

なお、今回の公募自販機については、募集要項9 売上金額の情報提供の欄にあるように、情報提供義務を課しておりますので、落札し、設置者となった事業者には市に情報提供していただき、次回以降の公募の際に参考情報として開示する予定です。